

令和2年2月に発覚した
公契約関係競売入札妨害事件の経過
及び 再発防止策に関する報告書

令和2年9月24日

燕 市

目 次

はじめに	3
1 公契約関係競売入札妨害事件の経過等について	4
(1) 経緯	4
(2) 事件の概要	5
(3) 職員の処分について	6
2 入札・契約業務に係る再発防止策について	7
(1) 倫理意識の高揚とコンプライアンスの徹底	7
(2) 管理体制の強化と適正な人事ローテーションの実施	9
(3) 情報セキュリティ対策の徹底と強化	10
(4) 入札・契約制度の見直し	13

はじめに

燕市では、令和2年2月15日に本市から派遣している燕・弥彦総合事務組合水道局職員が公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されたことを受け、速やかに市長名で全職員に対し倫理意識の高揚と法令順守の徹底を促す訓示を行うとともに、庁内検討プロジェクトチームを設置し、入札・契約に係る再発防止策の検討を進めてきました。

同年3月6日に当該職員が起訴されたことにより判明した事実をもとに、同年3月25日には市としての再発防止策をとりまとめ、中間報告として公表しました。

その後、当該職員が公判で起訴事実を認めたことを受け、当該職員を同年6月25日付けで「免職」の懲戒処分としました。また、水道局の主査として以前在職していた都市整備部の職員が警察の取り調べを受け、最終的には証拠不十分として逮捕には至らなかったものの、その後の市の事情聴取に対し不適正な行為を認めたことにより、「停職3月」の懲戒処分としました。

本報告書は、職員が不正行為を働いた誘因等を分析し、職員が不正行為を働くことを防止する方策と、外部から職員の不正行為を働きかける動機を失わせる方策の二つの観点から、

1. 倫理意識の高揚とコンプライアンスの徹底
2. 管理体制の強化と適正な人事ローテーションの実施
3. 情報セキュリティ対策の徹底と強化
4. 入札・契約制度の見直し

の4つの柱からなる再発防止策をとりまとめました。

本報告書にとりまとめた再発防止策については、市として早急に対応できるものは一部措置済みである一方、「入札・契約制度の見直し」のように、業界関係者にとって大きな不安を伴うものについては、丁寧な説明を行った上で一部試行している段階であり、今後ともさらに改善を加えて新たな制度を導入していくものとします。

今後二度と同様の不正行為を繰り返さないように、職員一人一人がこの再発防止策に真に取り組み、一日も早く市民の皆さまからの信頼を回復できるよう努めていきます。

1 公契約関係競売入札妨害事件の経過等について

(1) 経緯

① 事件の経緯

年月日	曜日	内 容
R2. 2. 15	土	燕・弥彦総合事務組合水道局職員（本市から派遣している職員。以下「当該職員」という）及び(株)カトー社員が公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕
		新潟県警が報道発表、燕・弥彦総合事務組合水道局を家宅搜索
2. 16	日	新潟県警が両容疑者を新潟地方検察庁へ送検
3. 6	金	当該職員及び(株)カトー社員が公契約関係競売入札妨害の容疑で起訴
4. 21	火	水道局に以前在職していた都市整備部の職員から警察の取り調べを受けたが、証拠不十分で逮捕されなかった旨の顛末書が市に提出された
6. 24	水	新潟地方裁判所の公判で当該職員が起訴内容を認める
7. 17	金	新潟地方裁判所による判決（懲役1年6月、執行猶予3年）
7. 31	金	控訴がなく新潟地方裁判所の判決が確定

② 燕市の対応

年月日	曜日	内 容
R2. 2. 15	土	新潟県警の報道発表を受け、市議会議員に報告及び市長コメントを発表
2. 17	月	臨時部長会議で市長が職員へ訓示 第1回契約に関する庁内検討プロジェクトチーム会議開催（プロジェクトチーム設置の趣旨について）
2. 18	火	第2回契約に関する庁内検討プロジェクトチーム会議開催（情報管理と入札・契約制度の現状と課題について）
2. 20	木	燕・弥彦総合事務組合議会（全員協議会開会前）に報告
2. 25	火	経過について市議会（全員協議会開会前）に報告
3. 3	火	市及び燕・弥彦総合事務組合が(株)カトーを入札参加有資格者の指名停止（R2. 2. 15～R3. 2. 14）
3. 6	金	当該職員が起訴されたことを受け、市長コメントを発表

年月日	曜日	内 容
3.12	木	新潟地方検察庁から当該職員の起訴状の写しを受理し、当該職員に対し「起訴休職(無給)」の分限処分
3.17	火	第3回契約に関する庁内検討プロジェクトチーム会議開催 (再発防止策の中間報告書(素案)について)
3.23	月	第4回契約に関する庁内検討プロジェクトチーム会議開催 (再発防止策の中間報告書(最終案)について)
3.25	水	市議会(議員懇談会)に再発防止策の中間報告
3.27	金	市長定例会見で再発防止策の中間報告
4.17	金	第5回契約に関する庁内検討プロジェクトチーム会議開催 (再発防止策の進捗状況と今後の予定について)
5.13	水	第6回契約に関する庁内検討プロジェクトチーム会議開催 (入札・契約制度の見直しの方針について)
5.26	火	第7回契約に関する庁内検討プロジェクトチーム会議開催 (入札結果確認期間の導入方法について)
6.11	木	第8回契約に関する庁内検討プロジェクトチーム会議開催 (建設工事請負業者等指名停止措置要領の改正について)
6.23	火	第9回契約に関する庁内検討プロジェクトチーム会議開催 (変動型最低制限価格制度の導入方法について)
6.25	木	当該職員が公判で起訴内容を認めたため、当該職員に対し「免職」の懲戒処分
		当該職員の処分に合わせ、不適正な行為を認めた都市整備部職員に対し「停職3月」の懲戒処分
		上記2名の上司である燕・弥彦総合事務組合水道局長及び同組合水道局施設課長に対し「戒告」の懲戒処分
6.26	金	処分等について市議会(全員協議会)に報告
		市議会で「燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」の議決を得て、市長及び副市長の給料月額を令和2年7月から3か月間1割減額

(2) 事件の概要

当該職員は、平成31年4月1日から水道局施設課浄水場係主査として水道施設(水道管を除く)の計画、整備に関する職務に従事しており、令和元年10月2日執行予定の同組合発注の「米納津他地内配水管布設替工事」及び「吉田浜首町他地内配水管布設替(その2)工事」に関し、同年9月26日に(株)カトー社員に対し、2件の工事の設計価格が記載された「平成31年度水道工事執行状況一覧表」の電子データが蔵置されたUSBメモリーを手渡すなどして、

当該工事の設計価格を教示した。

(株)カトー社員は、教示された設計価格からそれぞれの最低制限価格を推測した上で、同年10月1日に(株)カトー取締役を介して、電子入札システムにより当該工事の最低制限価格より1万円高い金額で入札させ、当該工事のいづれも(株)カトーに落札させ、もって偽計を用いて公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をしたものである。

(3) 職員の処分について

■令和2年3月12日

当該職員に対し「起訴休職（無給）」の分限処分

当該職員が令和2年3月6日に起訴され拘留を解かれたことを受けて、当該職員に事実確認を行ったところ、起訴内容を認めたものの、公判で明らかになる事実関係を確認した上で、最終的な懲戒処分の判断を行う必要がありました。一方で、起訴された職員を引き続き公務に従事させることが住民からの公務に対する信頼確保の上では障害となり得たため、当該職員を地方公務員法第28条第2項第2号の規定に基づき起訴休職（無給）としました。

■同年6月25日

① 当該職員に対し「免職」の懲戒処分

同年6月24日に開かれた初公判において、起訴内容のほか、遅くとも平成24年頃から情報を漏えいしていたことを認めたことから、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づき懲戒免職としました。

② 都市整備部職員に対し「停職3月」の懲戒処分

都市整備部の職員が平成30年度まで在籍していた水道局において、平成29年度に発注した2件の配水管布設替工事及び平成30年度に発注した1件の同工事の設計価格の一部を特定の業者の従業員にほのめかし、職務の公正さを著しく疑わせる行為を行ったことから、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づき処分しました。

③ 燕・弥彦総合事務組合水道局長及び同組合水道局施設課長に対し「戒告」の懲戒処分

管理責任として、上記2名の上司を地方公務員法第29条第1項第2号の規定に基づき処分しました。

■同年6月26日

市長及び副市長の給料月額を「3か月間1割減額」

管理責任として市議会の議決を得て、令和2年7月から3か月間の給料月額を1割減額としました。

2 入札・契約業務に係る再発防止策について

市では、今回の不正行為の発生を受けて、入札・契約業務に携わる関係所属長等で構成する「契約に関する庁内検討プロジェクトチーム」を設置し、入札・契約に係る再発防止策等について検討を進めてきました。

今回の不正行為は、「1（2）事件の概要」に記載のとおり、外部からの不正アクセス等によって情報が漏えいしたのではなく、職員が意図的に担当業務以外の情報を入手し、外部記録媒体（USBメモリー）を用いて情報を外部に持ち出したことが要因となっていることから、組織内部における機密情報の管理・取扱いの厳格化を図る必要があります。

また、内部の情報の取扱いの強化だけでは完全なセキュリティ対策が難しいため、入札・契約制度そのものの在り方についても改善する必要があります。

よって、次の4点を柱とした再発防止策をまとめました。

- (1) 倫理意識の高揚とコンプライアンスの徹底
- (2) 管理体制の強化と適正な人事ローテーションの実施
- (3) 情報セキュリティ対策の徹底と強化
- (4) 入札・契約制度の見直し

(1) 倫理意識の高揚とコンプライアンスの徹底

職員には、「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」というサービスの根本基準（地方公務員法第30条）があります。

また、「その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」義務（同法第32条）を負っています。

さらに、「その職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」という信用失墜行為の禁止（同法第33条）や「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」守秘義務（同法第34条）が課せられています。

《再発防止に向けた取組内容》

今回の不正行為の発生を踏まえ、早急かつ最初に取り組むべき再発防止策として、あらためて全職員に対し公務員としての倫理意識の高揚とコンプライアンスの徹底を図りました。

① 既に実施しているもの

(i) 市長による訓示

【実施時期】

令和2年2月17日（月）

【内容】

- ・情報管理の厳格化と法令遵守の徹底
- ・綱紀粛正と倫理意識の高揚等による市民の信頼回復

(ii) 職場研修（各課ごと）の実施

【実施時期】

令和2年2月21日（金）から令和2年3月6日（金）まで

【研修内容】

- ・「燕市情報セキュリティポリシー」の順守について
- ・情報漏えいを起こさないために職員一人一人が取り組むこと

(iii) 外部講師を招いてのコンプライアンス研修

【実施時期】

令和2年7月6日（月）

【研修内容】

■一般職員向け

- ・コンプライアンスを考える
- ・コンプライアンス体制をつくる
- ・あなたならどうする？

■三役・管理職員向け

- ・事例からコンプライアンスを考える
- ・コンプライアンスとは
- ・なぜコンプライアンス違反（不正）が起きるのか

(iv) 入札・契約についての担当職員研修

【実施時期】

令和2年8月21日（金）

【研修内容】

- ・決裁・合議区分一覧表について
- ・燕市随意契約ガイドラインについて
- ・入札・契約制度の見直しについて

② 今後も継続的に実施するもの

毎年度の新採用職員研修や階層別研修において「倫理意識の高揚とコンプライアンスの徹底」に関する研修を取り入れ、継続的に実施します。

(2) 管理体制の強化と適正な人事ローテーションの実施

平成31年4月に燕市と弥彦村の水道事業を統合し、燕・弥彦総合事務組合に移管したため、同組合の組織・人員が拡大したことから、不正行為の再発防止に向け、事務遂行上の管理体制を強化する必要があります。また、今回の不正行為の発端が長年の仕事上の付き合いが個人的な交際にまで発展したことによるものであったことから、適正な期間での人事異動等も必要です。

《再発防止に向けた取組内容》

① 組織改正による管理体制の強化

燕・弥彦総合事務組合の事務遂行上の管理体制を強化するため、弥彦村との協議を経て、令和2年8月1日より副管理者に「燕市副市長」を加え、複数制としました。

＜燕・弥彦総合事務組合同規約改正内容＞

改正後	改正前
管理者：燕市長 副管理者：弥彦村長、 <u>燕市副市長</u>	管理者：燕市長 副管理者：弥彦村長

② 適正な人事ローテーションの実施

同一業務を長年継続することによる弊害が生じないように、適正な人事ローテーションを実施します。

＜参考＞ 同一業務（水道局）継続勤務年数

- ・「免職」とした職員 15年（H17.4.1～）
- ・「停職3月」とした職員 9年（H22.4.1～H31.3.31）

(3) 情報セキュリティ対策の徹底と強化

市では、「燕市情報セキュリティポリシー」に基づき、次に示すとおり技術的なセキュリティ対策として、パソコン起動時にID・パスワードの入力を求め、第三者による不正ログインを制御するとともに、必要に応じてフォルダ毎にアクセス制限をかけて情報を管理しています。また、ウイルス感染と情報の漏えいを防ぐため、必要以上の外部記録媒体（USBメモリー）等の持ち込みを禁止するほか、重要文書については、施錠可能な場所への保管を義務付けています。

にもかかわらず、今回の不正行為では、当該職員が担当外の保存フォルダからUSBメモリーを用いて情報を持ち出していることから、あらためてセキュリティ対策の徹底と強化を図る必要があります。

【 燕市情報セキュリティポリシーに基づく運用（抜粋）】

■ 技術的なセキュリティ対策

I パソコン起動時のID・パスワード管理

⇒ 個人の特定（第三者によるログイン（起動）排除）

II 保管フォルダの構成とアクセス制御

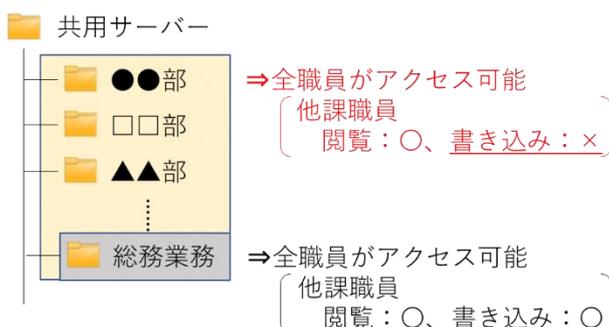
① 共用サーバー

(1) 部局内職員で利用するフォルダ（例：●●部など）

⇒ 特定の部局内職員のみがアクセス可能（他部局書き込み×）

(2) 全職員で利用するフォルダ（例：総務業務）

⇒ 全職員がアクセス可能（他部局書き込み○）



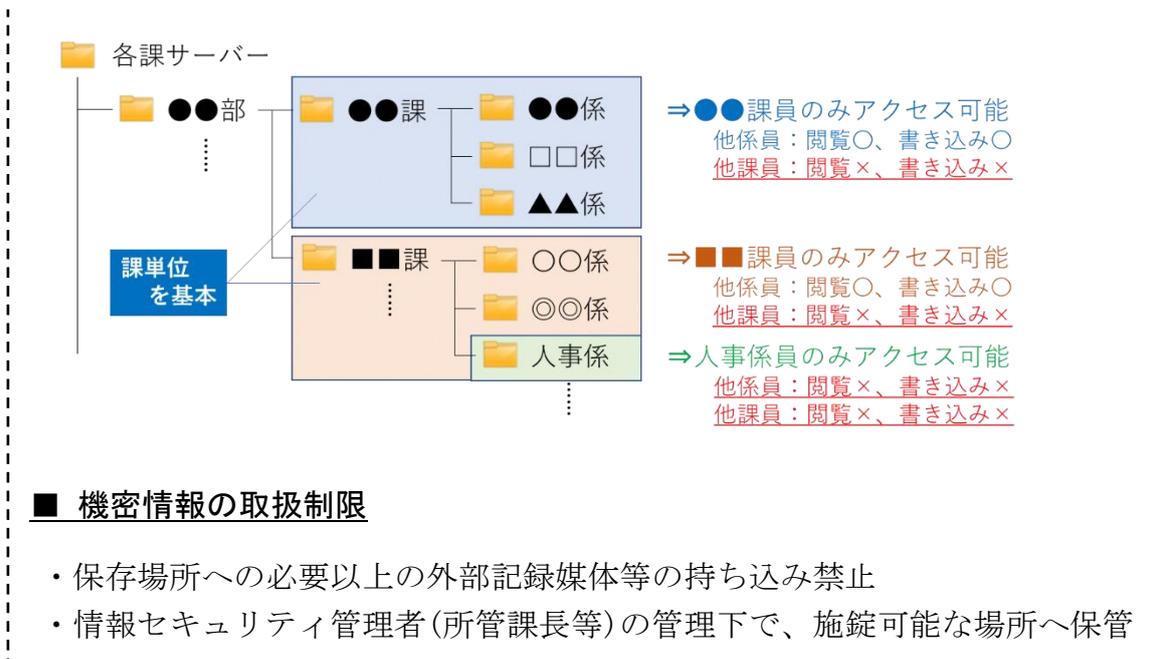
② 各課サーバー

(1) 課内職員で利用するフォルダ（例：●●課）

⇒ 課内職員のみがアクセス可能

(2) 係内職員で利用するフォルダ（例：△△係）

⇒ 係内職員のみがアクセス可能



《再発防止に向けた取組内容》

今回の不正行為の発生を受けて、水道局の情報管理の実態を点検したところ、本来、係単位でアクセス制御されている文書フォルダ（上記Ⅱ②(2)係内フォルダ）に保存すべき情報を、担当以外の職員が閲覧できる文書フォルダ（上記Ⅱ②(1)各課フォルダ）に保存していました。さらに類似の事例が水道局以外にも散見される実態があったことから、あらためて情報セキュリティポリシーに則り、全庁をあげて対策の徹底と強化を進めます。

また、紙媒体の情報についても電子データと同様に、担当以外の職員が閲覧できる機会を減らす事務処理や文書保管の徹底を図ります。

① アクセス制限付情報管理のためのガイドラインの作成

水道局をはじめ入札に関する不適切な情報管理の実態があった所属については、不正行為発覚後、直ちに是正を図りましたが、情報漏えいの再発防止のため、「各課サーバーにおけるフォルダのアクセス制御及びフォルダ名・ファイル名の設定ガイドライン」を作成・運用し、さらなる情報セキュリティ対策の徹底を図ります。

- ・ ガイドライン〔暫定版〕の作成とモデル実施 【令和2年6月から】
（アクセス制限をかける対象と範囲、適切な保存場所（フォルダ、ファイル）等）
- ・ モデル実施を踏まえたガイドラインの作成 【令和2年8月】
- ・ ガイドラインに基づく全庁的な情報管理の総点検の実施と必要な是正 【令和2年8月から】

ガイドラインのポイント

- ・全課統一的に新たなフォルダ構成における情報管理の徹底
- ・原則、保存先は課員全員がアクセスできる「各課フォルダ」ではなく、係員のみがアクセスできる「各係フォルダ」を使用
- ・アクセスできる職員をより一層制限する場合の保存先は、「アクセス管理フォルダ」を使用
- ・上記アクセス制限を徹底した上で、フォルダ名やファイル名のルール化

② 積算システムの取扱いの厳格化

設計資料等を作成するために使用している「積算システム（ESTIMA）」についても、これまでアクセス制御（閲覧者設定やパスワード管理）を実施してきたシステムと同様にアクセス制御を個人単位で設定し、取扱いの厳格化を図りました。【令和2年3月】

（これまでアクセス制御を実施してきたシステム）

- ・基幹系システム（住民基本台帳、税情報など）
- ・内部情報系システム（財務会計、文書管理など）
- ・建築営繕積算システム（RIBC2）

③ 外部記録媒体使用に係るセキュリティ対策の強化

外部記録媒体（USBメモリー等）については、業務上の必要性（現場写真の取り込み等）から全ての持ち込み・使用を禁止できる状況にはありませんが、「燕市情報セキュリティポリシー」に基づき、使用目的や使用業務を厳格化するとともに、各課が保有する外部記録媒体以外の使用禁止を徹底します。さらに、情報を持ち出す手段を減らすための外部記録媒体の使用制限や適正な管理方法を定めた「外部記録媒体（USBメモリー等）の使用ガイドライン」を作成・運用し、今まで以上にセキュリティ対策の強化を図ります。

- ・外部記録媒体の使用実態調査・ヒアリングの実施 【令和2年5月～6月】
- ・使用実態を踏まえたガイドラインの作成 【令和2年8月】
- ・ガイドラインに基づく外部記録媒体の使用制限（特定のパソコンでの使用及び書き込み制限）の導入 【令和2年9月から】

ガイドラインのポイント

- ・外部記録媒体へのデータ書き込みは、原則、係長及び所属長のパソコンを使用
- ・外部記録媒体の施錠可能な場所での保管並びに利用申請簿による適切な管理の徹底

(4) 入札・契約制度の見直し

今回の不正行為は、当該職員が同時に逮捕された業者社員の求めに応じる形で設計価格を教示したものです。

再発防止にあたって、前記(1)から(3)に掲げたような職員が入札に係る情報を適切に管理し、外部に漏らさない対策を講じることに加え、外部の利害関係者から職員に情報提供への働きかけが生じない対策として、入札・契約制度を見直す必要があります。

《再発防止に向けた取組内容》

本市の入札・契約制度自体は適正に運用されていますが、不正行為の再発防止の観点から、次のように制度の見直しを行いました。なお、入札・契約制度については、今後も検証が必要であり、引き続き県外を含む他自治体の事例や実績等の調査を行いながら、その在り方を研究し、必要に応じ、さらなる改善を図っていくこととします。

① 落札者決定時におけるチェック機能の導入

市では、開札時に最低制限価格以上で最も低い入札額を提示した業者を落札者として即日決定してきましたが、新潟県が導入している「入札結果確認期間(保留期間)」を参考に、開札後に入札結果をチェックし、疑義がある案件については、入札を中止することもできる制度を導入することとし、6月の一般競争入札の公告実施分から試行を開始しています。

② 総合評価方式による入札のさらなる推進

入札価格だけではなく、技術力や施工実績等入札価格以外の要素も評価して落札者を決定する「総合評価方式」による入札の実施に努めます。

表1：近年の総合評価方式による入札件数

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
4件	4件	1件	5件(予定)

③ 不正行為への抑止力を強化する方策

従来から業者が不正行為等を行った場合には、罰則として一定期間指名停止の措置を講じることとしてきましたが、今回の事件を受け不正行為への抑止力を強化するため、指名停止期間の措置基準を改正しました。

表 2 : 贈賄及び不正行為等に基づく指名停止の措置基準 (令和 2 年 7 月 1 日改正)

措置条件 (市発注工事に関するもの)	措置期間		
	燕市(改正後)	燕市(改正前)	新潟県
1 贈賄 次のものが逮捕又は起訴 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	12 ~ 24 月 9 ~ 18 月 6 ~ 12 月	4 ~ 12 月 3 ~ 9 月 2 ~ 6 月	
2 独占禁止法違反行為	12 ~ 24 月	3 ~ 12 月	
3 競売入札妨害又は談合 次のものが逮捕又は起訴 ア 代表役員等 イ 一般役員等・使用人	12 ~ 24 月 12 ~ 24 月	4 ~ 12 月 3 ~ 12 月*	
4 建設業法違反行為	2 ~ 12 月	2 ~ 9 月	
5 不正又は不誠実な行為	1 ~ 12 月	1 ~ 9 月	
6 暴力的不法行為等	12 月以上	12 月以上	

※ 今回の不正行為を受け、(株)カトーの入札参加有資格者の指名停止 12 月
(R2. 2. 15~R3. 2. 14)

④ 情報漏えいを働きかける動機を極力失わせる方策

一般的に公共工事は、設計積算に基づき工事価格を算出し、予定価格及び最低制限価格をあらかじめ設定の上、その情報を管理しています。

今後も市がこの情報を保有する限り、不正行為が起こる可能性をゼロにすることはできません。

そのため、あらかじめ最低制限価格を設定せず、入札後に最低制限価格が算出される変動型最低制限価格制度*を導入することとし、一部の工種において、10 月の一般競争入札公告実施分から試行します。

※ 変動型最低制限価格制度

入札案件ごとに一定条件のもと、応札価格の平均額を算出し、この価格をもとに最低制限価格を算出する仕組み

⑤ 建設工事入札等審査委員会によるチェック機能の強化

入札の結果については、市ホームページに公表し透明性を確保していますが、今年度から四半期ごとに、建設工事入札等審査委員会により、各業者の受注状況や落札額に不自然な点がないか継続的に監視を行うなど、チェック機能を強化することにより、不正の防止を図ります。